

5 監 第 1 6 6 号

5 建企第 3 4 2 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

各 位

長 崎 県 土 木 部 監 理 課 長

長 崎 県 土 木 部 建 設 企 画 課 長

### 県内業者の営業所の取り扱いについて

このことについて、平成 1 8 年度から発注管内に主たる営業所を有する業者（以下「管内業者」という。）の入札参加機会の拡大に配慮し、制限付き一般競争入札等では、管内業者の少ない管内を除き管内業者のみを対象とし、県内業者で入札参加資格者名簿に登録された委任営業所（以下「受任営業所」という。）を対象としないようにしているところです。

しかしながら、受任営業所を開設しているものの中には、受任営業所管内地域での長期間の営業活動実績や県工事の受注実績があり、一定の雇用も確保しているなど、管内業者と同程度以上の能力を有しているものがあります。

このため、下記の要件を満たす受任営業所（以下「特認営業所」という。）については、地域に貢献していることが認められるため、当分の間、制限付き一般競争入札、指名競争入札における地域要件を満たすものとして取り扱うこととしますので、該当する業者への指導方ご協力をよろしくお願い致します。

なお、平成 3 0 年度から導入しております特認営業所の 2 段階区分（従来どおりの要件を満たすものを「特認 B」、地元への密着度や貢献度が一層高い要件を満たし、管内業者により近い参加資格や評価を付与する「特認 A」）は令和 6 年度においても継続いたします。

### 記

#### 1 . 申請者の区分、条件(資格)、必要書類、申請時期

##### 1 ) 申請者の区分

令和 6 年度においても、特認営業所を 2 段階に区分し、従来どおりの要件を

満たすものを「特認 B」、更なる地域への密着度や貢献度に着目したより高い要件を満たすものを「特認 A」とする。

## 2) 申請者の条件(資格)

特認 B は次の から の全ての要件を満たすものとする。

令和 5 年 4 月 1 日時点で、営業所(主たる営業所を除く。)開設後、継続して 10 年以上を経過していること。

なお、少なくとも平成 30 年度以降は、継続して入札参加者名簿に登載された受任営業所であること。

さらに、商号又は名称を変更した場合や長崎県建設工事入札参加者格付要綱第 8 条に基づき消滅した法人の地位を承継し、当該消滅した法人の入札参加者名簿に登載された営業所を受任営業所とした場合は、継続しているものとみなす。

平成 30 年度以降に当該営業所が存する管内において、県が発注した土木一式工事を元請けとして施工した実績(随意契約は除く。)があること。

当該特認営業所に、申請書の提出期限日時点(期限日を含む。)で 20 名以上が常時勤務(申請書の提出期限日以前(期限日を含む)3ヶ月以上は、月に17日以上の勤務実績があること。なお、病休などやむを得ない場合は除く。)し、うち 10 名以上は特認営業所が存する管内に在住していること。

なお、申請書の提出期限日以前(期限日を含む。)6ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

当該特認営業所に、申請書の提出期限日時点(期限日を含む。)で建設業法第 15 条第 2 号イ及び第 26 条第 4 項の両方を満たす技術者(業種は、土木事業に限る。)が 5 名以上勤務していること。

特認 A は、上記の ~ に加え、以下の要件を満たすものとする。

上記 の要件である開設後の継続期間が 50 年以上を経過していること。

上記 の要件にある 10 名以上の受任営業所が存する管内在住者のうち、5 名以上は、当該管内在住期間が 18 年以上であること。但し、長崎県離島留学制度を活用して管内に在住した者にあつては、その留学期間を含めて 3 年以上をもって上記の管内在住期間とする。

上記 の要件を満たす 5 名の監理技術者となり得る技術者配置に加え、県

発注工事に関し、専ら当該管内の工事に従事する一級（土木）の技術者を 5 名配置すること。（ の条件を満たす 5 名の監理技術者との重複は可とする）  
当該特認営業所が入居している社屋、及び土地について、申請者自らが所有していること。

当該特認営業所が、当該管内の建設業協会に所属し、各振興局と各建設業協会支部との間で締結された災害支援協定のもとで、協定に基づく活動の備えがあること。

### 3) 申請に必要な書類

下記 2 .の工事に参加を希望するものは、次の から までの全ての書類を 2 部（ 1 部は複写可能）提出すること。

申請書（様式 1 号）

別添の様式に必要事項を記入し作成する。（押印は不要）

当該特認営業所の営業活動を証する書類

(ア) 当該特認営業所の開設時期を確認できる登記簿等の写し又は同等の書類

(イ) 当該特認営業所の写真

(ウ) 営業所の稼働実態確認資料（新規で申請するもののみ提出）

・資料提出月の前月より 3 ヶ月分の営業所の電気及び水道の使用状況を確認できる資料（検針票、使用量のお知らせ又は請求書等の写し）

当該特認営業所の長崎県発注工事に係る元請け受注実績を証する書類

元請け工事の契約書の写し及び工事完成確認書の写し（土木一式工事が確認できること。）ただし、CORINS に登録されている場合は、CORINS の写しでも可とする。

当該特認営業所の従業員、地元（県民）雇用を証する書類

(ア) 従業員の一覧表（様式 2 号。任意様式も可とする。）（ 2 0 名分）

(イ) 住民票の写し（管内在住者 1 0 名分）

(ウ) 健康保険証の写し又は同等の書類（ 6 ヶ月以上の雇用関係が確認できること。）（ 2 0 名分）

(エ) 特認 A にあっては、管内在住者のうちでさらに、 1 8 年以上（長崎県離島留学制度の活用をしたものにあつては 3 年以上）の在住を証明する戸籍の付票または、同等の書類（管内在住者 5 名分）

なお、2) に該当する技術者は、上記(ア)～(エ)に加え、以下の書類を提出すること。(5名分)

(オ) 土木工事業に係る国家資格者の資格者証の写し

(カ) 土木工事業に係る監理技術者資格者証の写し

4) 申請の時期

令和6年1月15日(月)から2月5日(月)までの期間

但し、土日祝祭日を除く開庁日の10時から16時

5) 審査の期間

令和6年2月中旬(申請書提出後)～3月上旬の予定

なお、審査のため任意の日時に立ち入り調査を実施します。

2. 入札参加対象業者として認める場合の工事の範囲

**特認B**については、原則、次の全ての条件に該当する工事

1) 対象とする入札方式

一般競争入札、指名競争入札による工事

2) 対象工事の種類

土木一式工事

3) 対象とする工事の金額

設計金額 1億円～3億円(本土地区)

設計金額4.5千万円～3億円(離島地区)

4) 対象とする工事の発注期間

令和6年度に入札公告、指名通知を行う工事

5) 対象とする工事の場所

受任営業所が存在する各振興局の管内地域

**特認A**については、上記1)～5)の条件に該当する工事に加えて、3)の本土地区の対象とする工事の金額に 5千万円以上のものを加える。

離島地区においての特認AとBに差はない。

3. 総合評価落札方式における入札参加者の評価について

特認A、Bともに、1億円以上の総合評価落札方式による入札において、加算点を付与するものとする。

特認Aについては、1億円未満の総合評価落札方式による入札において、加算点を付与するものとする。

#### 4. 申請書の提出方法、提出先及び問い合わせ先

##### 1) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）

##### 2) 提出先及び問い合わせ先

各発注機関の建設部建設管理課

#### 5. 入札参加承認申請を行なった者に対する通知等について

申請された内容を審査後、入札参加対象業者としての承認の可否については、審査した発注機関より文書により通知する。

#### 6. 承認後、条件を満たさなくなった者の取り扱いについて

承認後、条件を満たさなくなった場合は、管内発注機関にその旨を届け出ること。承認後は、1.2) 及び の条件中「申請書の提出期限日」は、「落札決定日」と読み替えるものとする。

管内発注機関は、届出により、条件を満たさないことを確認した場合は、文書により通知を行うものとし、該当者は、通知日以降に入札公告される該当工事への入札参加はできないものとする。

上記にある承認後、条件を満たさなくなった場合に加え、承認の要件に係わるような変更が生じた場合（例えば、特認Aの要件を欠くことによる特認Bへの格下げ等）には、別紙様式 第1号の2により、遅滞なく届出を行うこと。但し、年度途中での特認営業所の承認、特認Bから特認Aへの格上げは行わない。

#### 7. 虚偽の申請及び6の届出を行わなかったことが判明した者の取り扱いについて 指名停止措置を講ずるものとする。（虚偽の申請があった場合、内容に応じ1 ヵ月～6ヵ月の範囲で指名停止措置を講じる場合があります。申請または変更 申請の内容は十分確認願います。）